

「定額減税しきれないと見込まれた方」等への追加の給付金（「調整給付金（不足額給付）」）のご案内

「調整給付金（不足額給付）」とは？

調整給付の「不足額給付」とは、以下の事情により、**当初調整給付**（注）の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

Ⅰ 当初調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、**令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのちに、本来給付すべき所要額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方**に対して、その差額を支給

例

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少したことにより、「令和6年分推計所得税額（令和5年所得）」 > 「令和6年分所得税額（令和6年所得）」となった方
- こどもの出生等、扶養親族が令和6年中に増加したことにより、「所得税分定額減税可能額（当初給付時）」 < 「所得税分定額減税可能額（不足額給付時）」となった方
- 当初調整給付後に税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少し、都度対応ではなく、不足額給付時に一律対応することとされた方

Ⅱ **個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方**（＝本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

例

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方

（注）昨年夏、「定額減税しきれないと見込まれた方」に対しては、当該減税しきれないと見込まれた額を基礎として、調整給付金（当初調整給付）を支給しております。

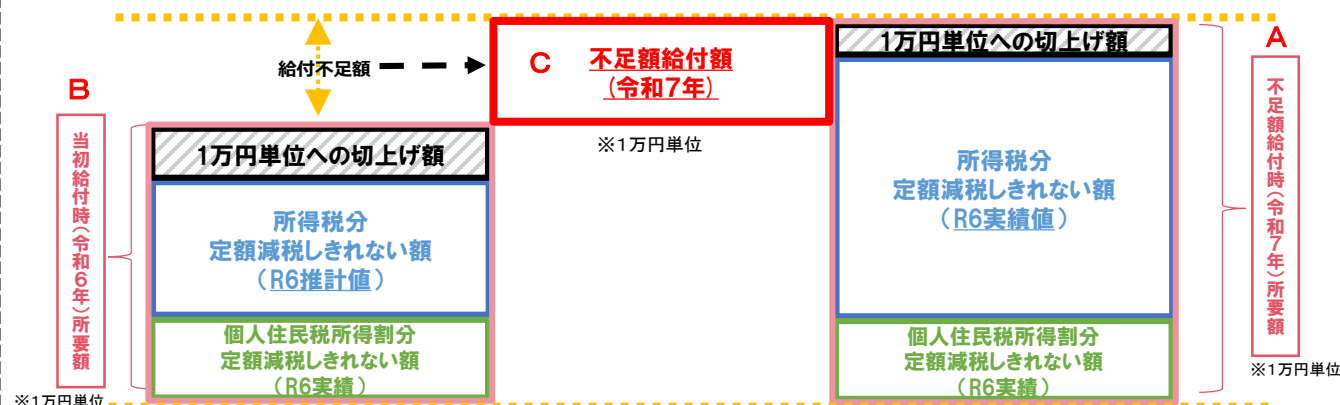
イメージ

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{不足額給付時} \\ \text{調整給付所要額} \\ \text{(令和7年)} \\ \hline \text{A} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{当初給付時} \\ \text{調整給付所要額} \\ \text{(令和6年)} \\ \hline \text{B} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整給付金} \\ \text{不足額給付額} \\ \text{(令和7年)} \\ \hline \text{C} \\ \hline \end{array}$$

※1万円単位

【当初給付時(令和6年)】

【不足額給付時(令和7年)】



※注1：所得税・個人住民税合わせて既に4万円の定額減税を受けられている方、または合計所得金額1,805万円超の方は、調整給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

※注2：「不足額給付時調整給付所要額」(A)が「当初給付時調整給付所要額」(B)を下回った場合にあっては、余剰額の返還は求めません。

給付金の支給手続き

①令和7年度の個人住民税（町民税・県民税）が内子町課税で、支給対象者のうち、令和6年度 内子町定額減税補足給付金（調整給付金）を受け取った方

- 対象者には、7月上旬～8月20日までに内子町から『支給のお知らせ』をお届けします。
- 『支給のお知らせ』（支給要件、振込先等）を確認して、**誤りがあれば期限内に連絡してください。**連絡がなければ、『支給のお知らせ』に記載のとおり口座へ振込みます。

②令和7年度の個人住民税（町民税・県民税）が内子町課税で、支給対象者のうち、令和6年度 内子町定額減税補足給付金（調整給付金）を受け取っていない方

- 対象者には、7月上旬～8月20日までに内子町から『申請書』または『確認書』（以下、『申請書等』という。）をお届けします。
- 『申請書等』が届きましたら、**『申請書等』に必要な資料を添えて、ご提出ください。**

※申請書をお届けする方：内子町から他自治体への照会で支給に必要な情報が得られなかった方

※確認書をお届けする方：内子町から他自治体への照会で支給に必要な情報が得られた方



審査の上、順次手続きを進め、給付金を口座へ振込みます。

※口座振込は、**確認書を受理した日から2週間後**が目安です。

ご自身が支給対象と思われる方で、『支給のお知らせ』や『申請書等』が8月20日までに届かない方は、お問い合わせ先までご連絡ください。

その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

内子町役場 税務課



0893-44-6153 受付時間 8:30～17:15（土日祝を除く）

※詳しくは、下記のウェブサイト、給付金・定額減税一体措置もご覧ください

内子町HP

不足額給付金



内子町HP

よくある質問



内閣府HP

給付金・定額減税一体措置



(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)